

平成30年5月

お客様各位

川口信用金庫

「米国 OFAC 規制に関する留意点について」

平素は当金庫をご利用賜り、誠にありがとうございます。

米国財務省の外国資産管理局 (OFAC) は、外交・安全保障政策上の目的から、米国が指定する国・地域や特定の個人・団体等について、取引制限や資産凍結等の措置 (=OFAC 規制) を講じています。

取引が OFAC 規制の制裁対象である可能性が高いと判断されると、送金資金を凍結されることがあります。資金が凍結された場合、当該取引が OFAC 規制の制裁対象に該当しないことを説明するための資料を提出する等、OFAC との間で所定の手続きを行う必要があります。凍結された資金の返還までに長期間を要したり、あるいは、返還されない場合もございます。

つきましては、下記のような取引は当金庫ではお取扱いができませんので、外国為替取引を行うお客さまは、これらに該当しない取引であることを十分ご確認のうえ、ご依頼いただきますようお願い申し上げます。

<OFAC 規制の対象となる取引(平成 30 年 3 月現在)>

○米ドル建てで、以下の①、②のいずれかに該当する取引

①取引の関係当事者(※1)の所在地や取引の関係地(※2)等に制裁対象国・地域(※3)が含まれている取引

②米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織等の関与する取引

○米ドル建て以外で、上記①、②のいずれかに該当し、かつ、以下に該当する取引

米国金融機関(米国所在の支店等・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む)、米国法人(米国外の米国籍の法人を含む)、米国人、米国内に所在する者(米国内の外国法人・外国人を含む)が関与する取引

(※1)主な関係当事者

送金:依頼人、受取人、仕向銀行、支払銀行、中継銀行等

輸出入:輸出者、輸入者、信用状発行銀行、通知銀行、買取銀行、取立銀行、船会社、保険会社等

(※2)主な関係地

原産地、船積地、仕向地、船籍地、荷揚地等

(※3)制裁対象国・地域

北朝鮮、イラン、シリア、クリミア地方、スーダン、キューバ等

なお、取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼いただいた取引がOFAC規制に該当する恐れがある場合には、当金庫より取引の詳細な内容を確認させて頂き、その結果によっては、当金庫の判断により、当該取引の中止又は取消等を行うことがございます。お取引内容の確認の際は、日本側の調査とは別に、米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がございますので、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

また、OFAC 規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かりした資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFAC に対する凍結解除の申請等、然るべきご対応をいただく必要がございますので、予めご承知置きください。

※ 上記の件につきましてご不明な点がございましたら、店頭までおたずねください。